

一般社団法人岐阜県農畜産公社新規就農者育成総合対策「就農準備資金」取扱要領

令和4年4月1日施行

(目的)

第1条 この要領は、一般社団法人岐阜県農畜産公社（以下「公社」という。）が、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。）の別記2就農準備資金・経営開始資金、岐阜県就農準備資金・経営開始資金の運用について（令和4年4月1日付け農経第43号岐阜県農政部長通知。）及び新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知。）の別記5就農準備支援事業、岐阜県就農準備支援事業の運用について（令和5年3月31日付け農経第1633号農業経営課長通知。）に基づき実施する一般社団法人岐阜県農畜産公社新規就農者育成総合対策「就農準備資金」に関する取扱いについて定めるものとする。

(資金の交付対象者)

第2条 新規就農者育成総合対策実施要綱別記2の第5の1及び新規就農者確保緊急対策実施要綱別記5の第5の1に定める交付の対象者は、次の要件を満たす者であって、岐阜県就農準備資金研修計画審査委員会設置要領に基づき設置された岐阜県就農準備資金研修計画審査委員会（以下「審査会」という。）において研修計画が適当と認められた者とする。

- 2 就農予定時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- 3 第5条第1項の研修計画（別紙様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。
  - (1) 「農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について」（令和2年1月30日付け元経営第2510号就農・女性課長通知。）、 「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（令和4年3月29日付け3経営第3218号農林水産省経営局就農・女性課長通知。）に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関であると岐阜県が「岐阜県農業次世代人材投資事業の運用について」（平成24年7月11日付け農経第483号岐阜県農政部長通知）、「岐阜県就農準備資金・経営開始資金の運用について」、「岐阜県就農準備支援事業の運用について」及び「岐阜県農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業研修機関等認定要領」（平成24年7月11日付け農経第488号岐阜県農政部長通知）、「岐阜県就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等認定要領」（令和4年4月1日付け農経第44号岐阜県農政部長通知）に基づき認める研修機関で研修を受けること。
  - (2) 研修期間が概ね1年かつ年間概ね1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

- (3) 先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
- ア 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）でないこと。
  - イ 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期のパート及びアルバイトを除く。）を結んでいないこと。
- (4) 国内で最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
- ア 就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。
  - イ アの農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。
- 4 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。
- 5 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記1 農業次世代人材投資事業、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1 就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2 経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1 就職氷河期世代の新規就農促進事業又は新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記1 新規就農促進研修支援事業（令和3年12月20日付け3 経営第1996号農林水産事務次官依命通知）による資金の交付を受けていないこと。
- 6 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農にあたって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主からの専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になることも含む。）となる（以下「農業経営を継承」という。）又は独立・自営就農（新規就農者育成総合対策実施要綱別記2 第5の2の（1）のイに定める要件を満たすものに限る。以下同じ）することを確約すること。
- 7 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合にあっては、就農後（6の親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後）5年以内に農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。
- 8 第7条第1項の研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると県と協議の上理事長が認める場合限り、採択を可能とする。理事長は、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な

事情があると認めたと根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示する。

9 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は第5条の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。

(交付金額及び交付期間)

第3条 就農準備資金（以下「資金」という。）の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき最大150万円）とする。また、交付期間は最長2年間とする。

なお、令和4年4月以降に研修を開始する者であって、第2条第3項（4）の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

(資金の交付停止)

第4条 公社理事長（以下「理事長」という。）は、次に掲げる事項のいずれかの場合に該当する場合は、資金の交付を停止する。

- 2 第2条の第2項から第6項及び第8項から第9項の要件を満たさなくなった場合。
- 3 研修を途中で中止した場合。
- 4 研修を途中で休止した場合。
- 5 第9条第1項の研修状況報告を行わなかった場合。
- 6 理事長が、第9条第2項の研修実施状況の確認等により、「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の考え方について」（令和4年3月29日付け3経営第3216号就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。）を満たさない等、適切な研修を行っていないと判断した場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合）。
- 7 国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。

(研修計画の申請)

第5条 資金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、理事長の定める日までに研修計画（別紙様式第1号）に個人情報の取扱について（別紙様式第2号）、住民票を添えて提出する。

- 2 住民票については、申請日から起算して3ヵ月以内の発行日のものとする。
- 3 第7条第1項により承認を受けた申請者が研修計画を変更する場合は、理事長が定める日までに研修計画（別紙様式1号）を提出する。（研修期間及び就農形態の変更を要しない研修内容の追加や月毎の研修内容の順番の入れ替え等の軽微な変更は除く。）

(連帯保証人)

第6条 研修計画に添付する誓約書の提出にあたっては、連帯保証人2名を立て、署名・捺印（実印）のうえ印鑑証明書を添えて提出するものとする。

- 2 連帯保証人2名の内1名は、原則、生計を異にしかつ2親等以内でない者とする。
- 3 理事長は、必要があると認めるときは、保証人の追加又は交替を求めることができるものとする。

(研修計画の承認)

第7条 理事長は、第5条に規定する研修計画の提出を受けた時は、その内容を審査会へ付議し、審査結果及び第2条第2項から第9項に定める要件及び「交付対象者の考え方」を満たし、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認し、審査の結果を研修計画審査結果通知書(別紙様式第3号)により、申請者に通知する。

- 2 理事長は、審査にあたっては審査会を開催し、その組織及び運営に関しては、岐阜県が別に定めるものとする。
- 3 理事長は、研修計画の変更申請を受けた時は、第1項から第2項までの規定に準じて承認事務を取り進めるものとする。

(資金の交付)

第8条 研修計画の承認を受けた申請者は、新規就農者育成総合対策「就農準備資金」交付申請書(別紙様式第4号)を理事長に提出するものとする。交付の申請は半年又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

また、交付申請の対象期間が半年未満の場合には、申請の額は研修期間を月割にし算出するものとする。

- 2 理事長は、前項に規定する新規就農者育成総合対策「就農準備資金」交付申請書の提出を受け、申請の内容が適当であると認められた場合は、新規就農者育成総合対策「就農準備資金」交付決定通知書(別紙様式第5号)をもって通知するとともに、資金を交付する。

なお、理事長の判断により、1年分の資金を一括で交付できるものとする。

(研修実施状況の確認)

第9条 資金の交付を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、研修状況報告書(別紙様式第6号)を、半年ごとに、交付対象期間経過後1ヵ月以内に提出する。

- 2 理事長は、前項に規定する研修状況報告書の提出を受けた時は、研修機関や岐阜県農林事務所等の関係機関と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか研修の実施状況を確認し、必要な場合は研修機関や岐阜県農林事務所等の関係機関と連携して適切な指導を行う。

確認は、研修状況確認チェックリスト(別紙様式第7号)を使用し、以下の方法により行う。

なお、研修終了後直ちに交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受

けてからでは交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に交付対象者への面談を実施することができることとする。

(1) 交付対象者への面談

- ア 研修に対する取組状況
- イ 技術の習得状況
- ウ 就農に向けた準備状況

(2) 研修責任者への面談

- ア 研修に対する取組状況
- イ 技術の習得状況
- ウ 就農に向けた準備状況
- エ 研修責任者の研修生に対する意見

(3) 書類確認

- ア 成績表（成績表が発行されている場合）
- イ 出席状況
- ウ 研修時間及び休憩時間

(4) 総合所見

（交付の中止、休止）

第10条 交付対象者は、資金の交付を中止する場合は中止届（別紙様式第8号）を提出する。

- 2 交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は休止届（別紙様式第9号）を提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。
- 3 前項の休止届を提出した交付対象者が研修を再開する場合は研修再開届（別紙様式第10号）を提出する。
- 4 交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については1度につき最長3年、災害については1度につき最長1年間の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、第3項の研修再開届と合わせて第5条第3項の研修計画の変更申請の手続きに準じて研修計画の交付期間の変更を申請する。
- 5 理事長は、第1項に規定する中止届の提出を受けた時、資金の交付を中止する。
- 6 理事長は、第2項に規定する休止届の提出を受け、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は、資金の交付を中止する。
- 7 理事長は、第3項に規定する研修再開届の提出を受け、適切に研修できると認められる場合は、資金の交付を再開する。

（継続研修計画の申請）

第11条 交付対象者が、資金の交付終了後、1ヵ月以内に引き続き、就農に向けてより

高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等を行う場合は、1ヶ月以内に継続研修計画（別紙様式第11号）を申請するとともに、継続研修開始後、原則1ヵ月以内に継続研修届（別紙様式第12号）を提出する。

- 2 理事長は、第1項に規定する継続研修計画の提出を受けた時は、第7条の規定に準じて承認する。ただし、「第2条第2項から第9項に定める要件」を「第2条第2項、第3項に定める要件」と読み替えるものとする。
- 3 継続研修は、資金受給終了後、原則1ヶ月以内に開始するものとし、その期間は4年以内とする。継続研修期間中は、第9条第1項の規定に準じて、研修の実施状況の報告を行わなければならない。

（就農状況の確認）

第12条 交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6ヵ月間の就農状況報告（別紙様式第13号）を提出する。

- 2 交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、就農遅延届（別紙様式第14号）を提出する。  
なお、就農遅延期間は研修終了から原則2年以内とする。
- 3 理事長は、交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の遅延を承認する。

また、就農遅延届の提出のあった交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを行う。

- 4 交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、親元就農又は雇用就農した場合は、就農後1ヵ月以内に就農報告（別紙様式第15号）を提出する。

なお、独立・自営就農する交付対象者から就農報告の提出があった場合、理事長は、農地の権利設定がなされているか確認する。

また、交付期間終了後6年間の間に離農した場合は、離農後1ヶ月以内に離農届（別紙様式第25号）を提出する。

- 5 交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1ヵ月以内までに就農中断届（別紙様式第16号）を提出する。  
なお、就農中断期間は、就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第17号）を提出する。
- 6 交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農中断を承認する。

また、就農中断届の提出のあった交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行う。

- 7 理事長は、第1項に規定する就農状況報告の提出のあった交付対象者の就農状況を就農するまでの期間及び就農後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに以下のとおり確認する。ただし、第2条第6項の親元就農の場合は農業経営を継承した又は農地の権利設定がなされたという就農状況報告書の提出があった

時点においてもその状況を確認する。

- (1) 実施要綱別記2の第5の2の(1)に規定する経営開始資金の交付対象者については、同要綱別記2の第7の2の(5)のアによる確認結果について、事業主体(全国農業委員会ネットワーク機構)のデータベースに照会する。
- (2) 農の雇用事業等の研修生となっている者については、実施要綱別記3雇用就農資金の第6の6又は新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業の第6の4による確認結果について、それぞれの事業実施主体に照会する。
- (3) (1)又は(2)以外の者は同要綱別記2の第7の2の(5)のアに準じて行ない、確認は、就農状況確認チェックリスト(別紙様式第18号)を使用し、全国農業委員会ネットワーク機構からの資金の交付を受けた者が岐阜県で就農した場合も同様に就農状況の確認を行う。

(住所等変更報告)

第13条 交付対象者及び保証人は、交付期間内及び交付期間終了後6年間に住所等提出書類の記載内容に変更がある場合は、変更後1ヵ月以内に住所等変更届(別紙様式第19号)を提出する。

なお、住所を変更した場合は、住民票を添えて提出する。

(資金の返還)

第14条 次に掲げる事項に該当する場合は、交付対象者は、交付した資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると理事長が認めた場合(虚偽の申請等を行なった場合は除く。)はこの限りでない。

## 2 一部返還

- (1) 第4条第2項から第4項及び第7項に掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含む。)の資金を月単位で返還する。
- (2) 第4条第5項に掲げる要件に該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

## 3 全額返還

- (1) 第4条第6項に掲げる要件に該当した場合。
- (2) 研修終了後(研修中止後及び第11条の継続研修を含む。以下同じ。)1年以内に原則50歳未満で独立・自営就農(実施要綱別記2第5の2の(1)のイに定める要件を満たすものに限る。以下同じ。)又は雇用就農(農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。)又は親元就農しなかった場合。ただし、第12条第2項による手続きを行い、研修終了から2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。  
(実施要綱別記2第5の2の(1)のイに定める独立・自営就農の要件)  
(ア) 農地の所有権又は利用権(農地法(昭和27年法律第229号。以下「農地法」と

いう。)第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、基盤強化法第19条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。)を交付対象者が有していること。

(イ) 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

(ウ) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

(エ) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

(オ) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

(3) 第3条のなお書きにより海外研修を実施した者が、就農後5年以内に第2条第3項(4)アの農業経営を実現できなかった場合。

(4) 親元就農した者が、第2条第6項で確約したことを実施しなかった場合。

(5) 独立・自営就農した者が就農5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

(6) 独立・自営就農又は雇用就農を交付期間の1.5倍(第3条なお書きにより海外研修を実施した者については5年間、以下同じ。)又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合。ただし、第12条第5項による手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

(7) 就農後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内(第12条第5項による手続きを行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内)で第12条第1項、第2項、第4項、第5項、第13条の報告を行わなかった場合。

(8) 虚偽の申請を行った場合。

4 資金の返還をする交付対象者は、返還申請書(別紙様式第20号)を提出する。

5 理事長は、返還申請書の提出を受けた場合は返還決定通知書(別紙様式第21号)により、第2項及び第3項に該当する場合は返還請求書(別紙様式第22号)により、支払い期日を指定して、返還させるものとする。

(返還の免除)

第15条 交付対象者は、前条第1項に掲げる「病気や災害等のやむを得ない事情」に該当する場合は、返還免除申請書(別紙様式第23号)を提出する。

2 理事長は、前項の規定により提出された返還免除申請書の申請内容が妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。免除する場合は、返還免除承認通知書(別紙様式第24号)により申請者に通知する。



(申請書類等の窓口)

第16条 申請者(交付希望者)から理事長への研修計画又は継続研修計画の提出にあたっては、原則として、別記の岐阜県農業大学校、岐阜県立国際園芸アカデミー及び岐阜県就農支援センターにおいて研修を受ける場合は、当該研修機関へ提出し、県が認定した研修機関等において研修を受ける場合は、就農予定地の市町村へ提出するものとするものとする。ただし、就農予定地が決まっていない場合は、研修地の市町村へ提出することもできる。

2 上記以外の申請書類等は、公社へ直接提出するものとする。

3 公社は、交付対象者から研修に係る相談を受けるものとする。相談を受けた場合は、交付対象者が適切な研修を受けることができるよう必要に応じ、関係機関と連携して対応する。

(交付情報等の登録)

第17条 理事長は、交付対象者データベース(以下「データベース」という。)に交付情報等を速やかに登録するものとする。

(効率的かつ適正な執行の確保)

第18条 当事業の効率的かつ適正な執行を確保するため、理事長は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、交付対象者に対し、地域農業の振興に努めることを十分周知する。

2 交付対象者は、国から本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するための必要な事項の報告及び現地への立入調査に協力するものとする。

3 交付対象者は、偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない資金を不正に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を国により公表されることとする。

(委任)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則(令和4年4月1日付け農畜第214号)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日付け農畜第76号)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 1 日付け農畜第 430 号）

- 1 この要領は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

## 別記

### 岐阜県就農準備資金における研修機関

#### 1 農業経営者育成教育機関

- (1) 岐阜県農業大学校
- (2) 岐阜県立国際園芸アカデミー

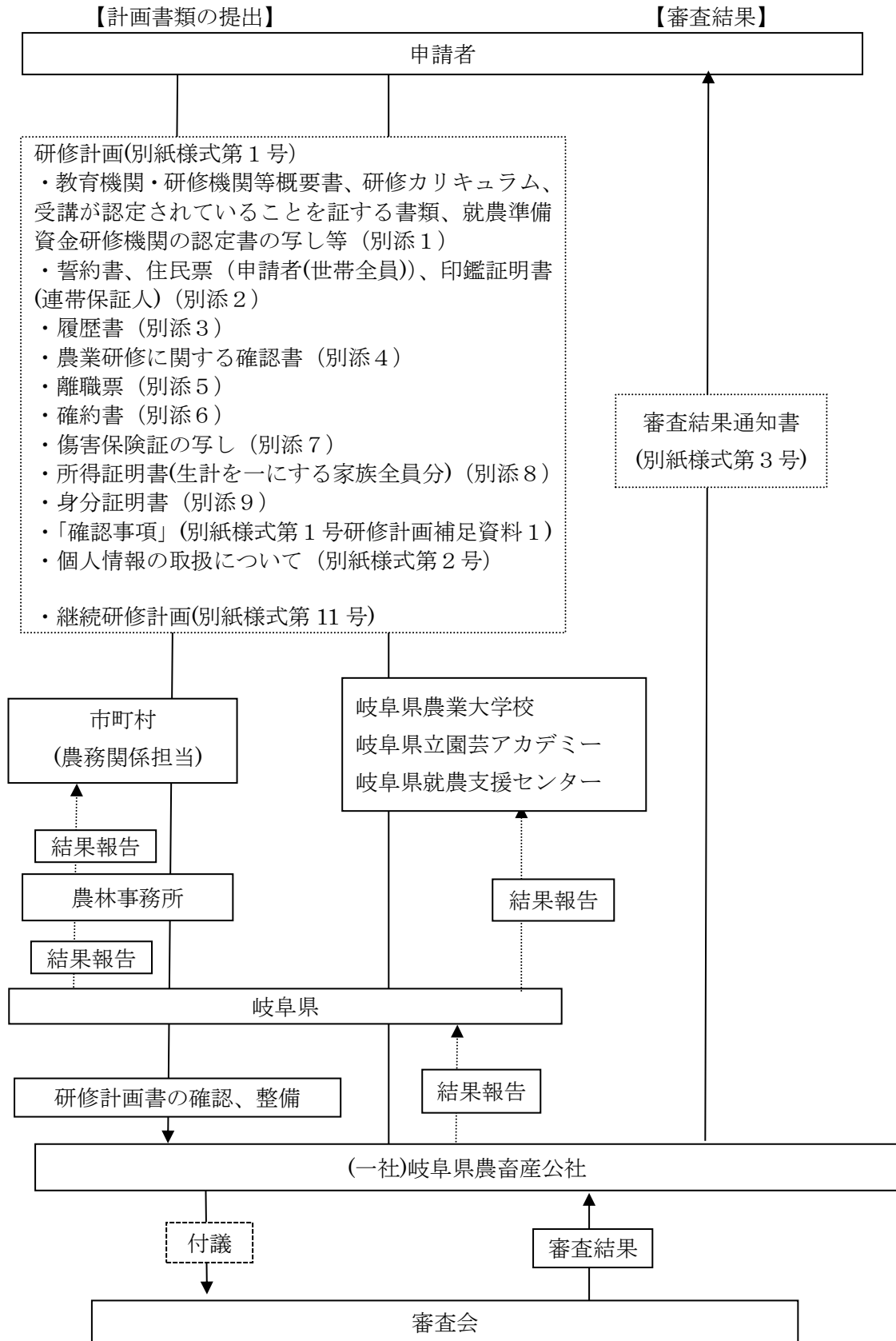
#### 2 県が運営している研修機関

- (1) 岐阜県就農支援センター

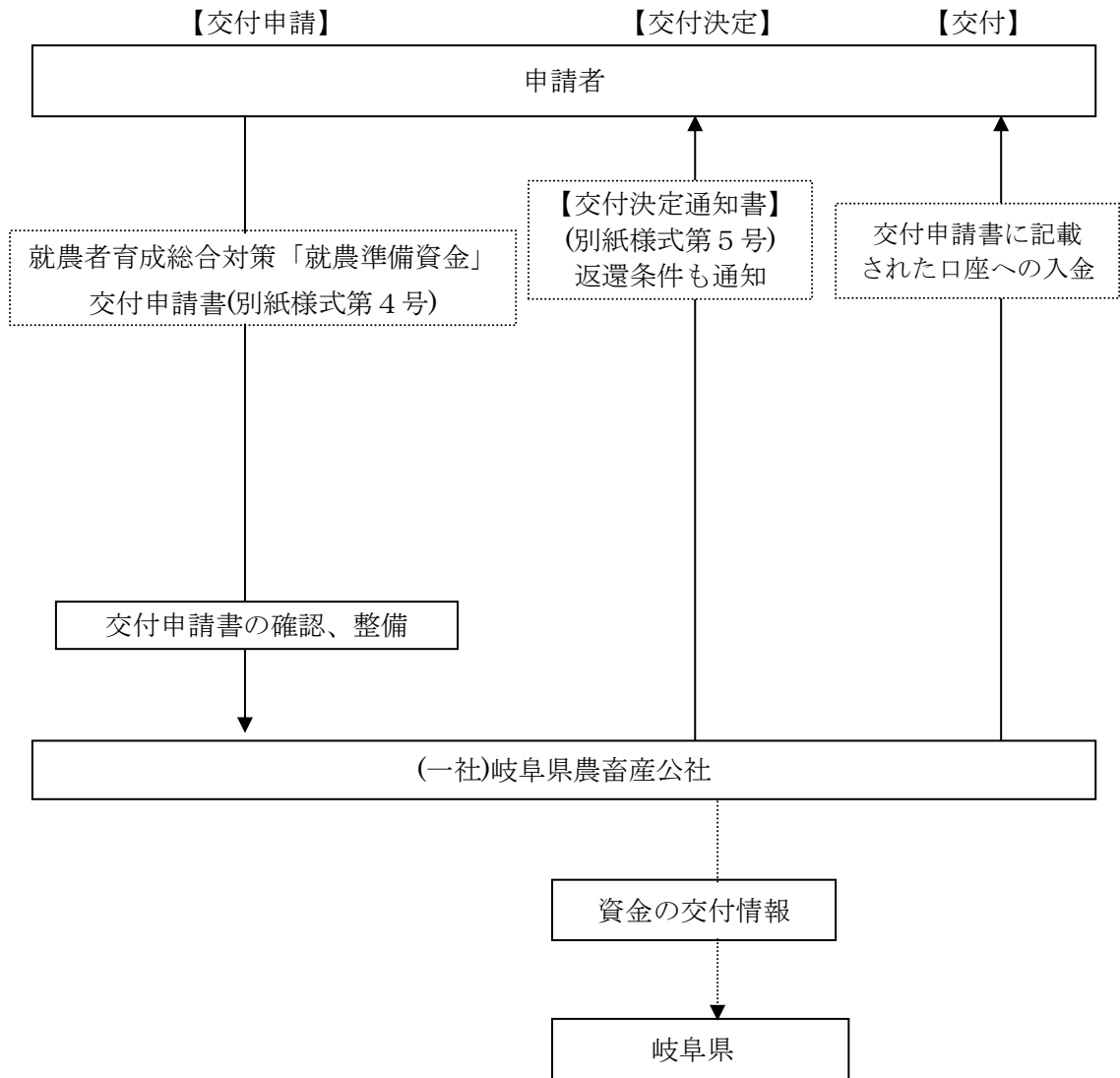
#### 3 県が認定した研修機関

- (1) 「岐阜県農業次世代人材投資事業の運用について」（平成24年7月11日付け農経第483号岐阜県農政部長通知）、岐阜県就農準備資金・経営開始資金の運用について（令和4年4月1日付け農経第43号岐阜県農政部長通知）、岐阜県就農準備支援事業の運用について（令和5年3月31日付け農経第1633号農業経営課長通知。）及び「岐阜県農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業研修機関等認定要領」（平成24年7月11日付け農経第488号岐阜県農政部長通知）、「岐阜県就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等認定要領」（令和4年4月1日付け農経第44号岐阜県農政部長通知）に基づき、県が認定した機関

<事務処理フロー 1 【研修計画】 【研修計画(変更)】 【継続研修計画】の承認>

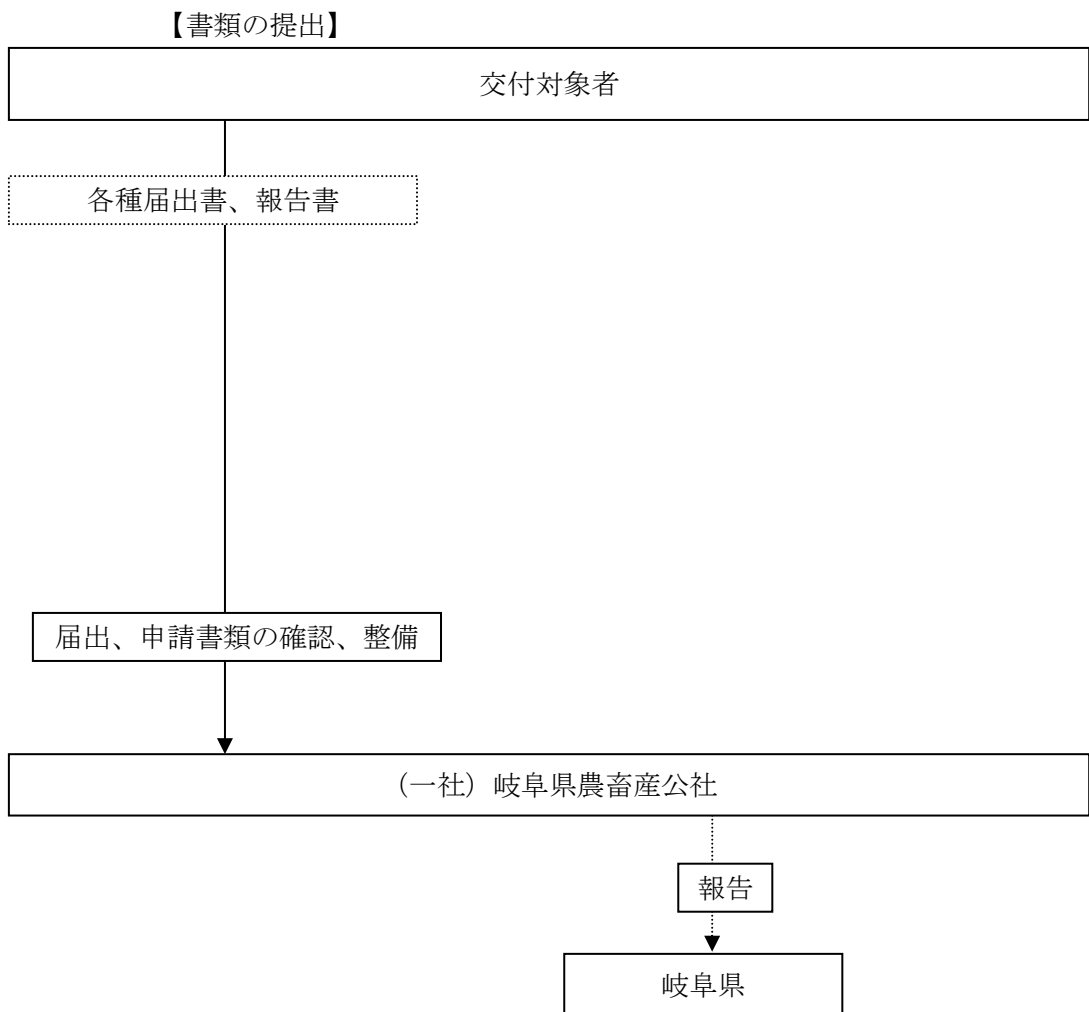


<事務処理フロー 2 [交付申請] [交付決定] [交付] >



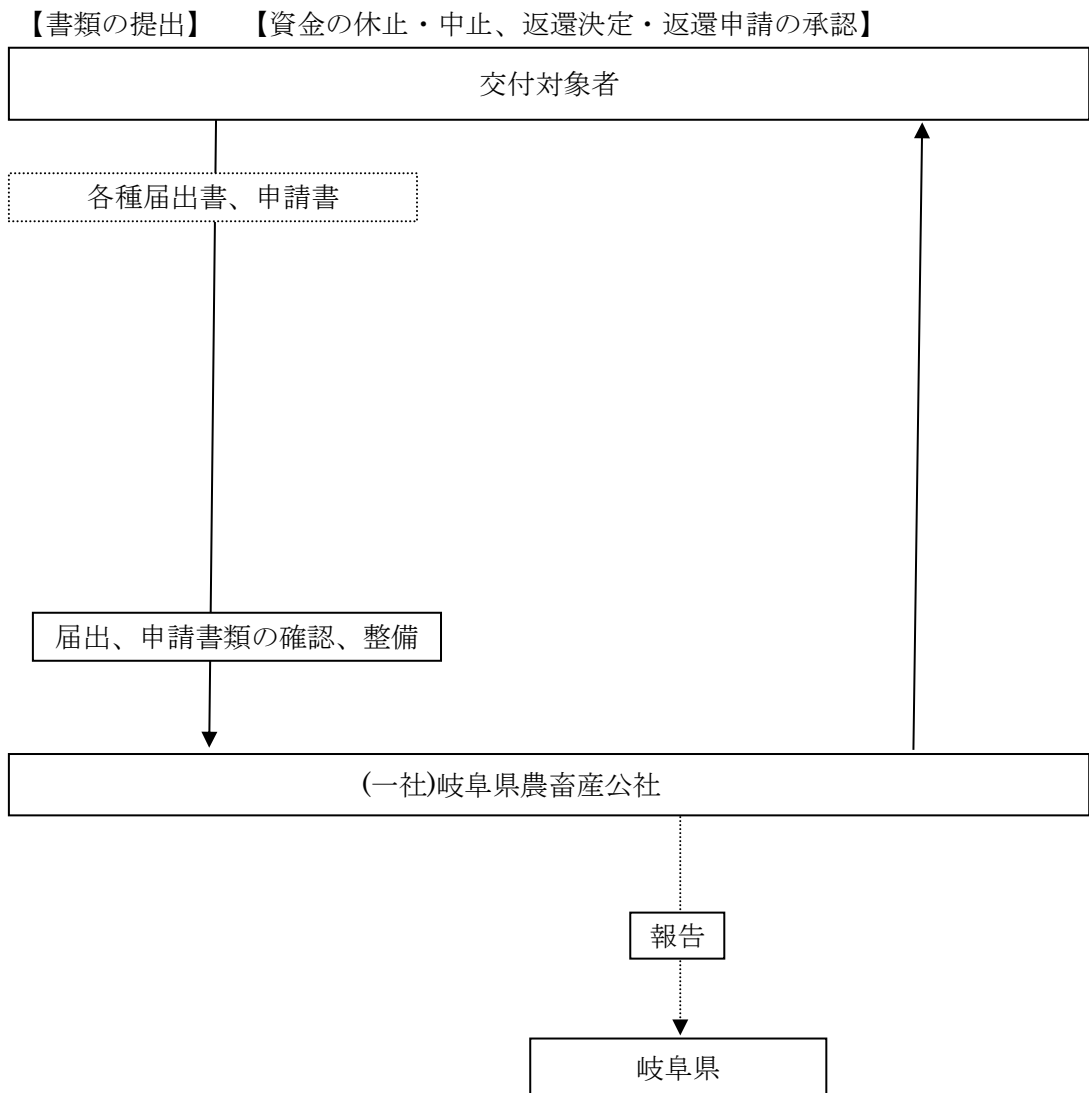
<事務処理フロー 3 [各種届出] >

- 研修再開届 (別紙様式第 10 号)
- 継続研修届 (別紙様式第 12 号)
- 就農遅延届 (別紙様式第 14 号)
- 就農中断届 (別紙様式第 16 号)
- 就農再開届 (別紙様式第 17 号)
- 住所等変更届 (別紙様式第 19 号)
- 離農届 (別紙様式第 25 号)



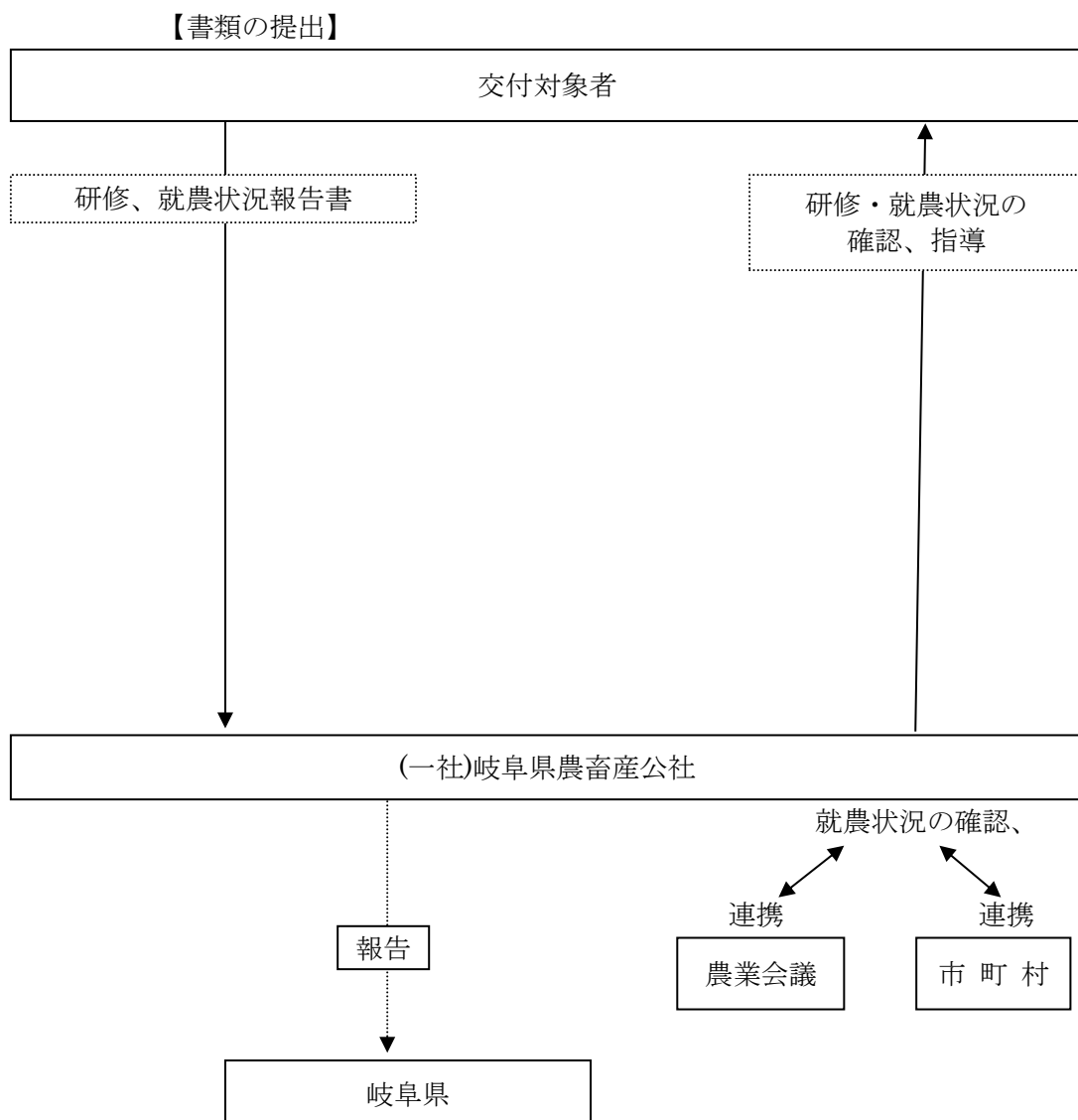
<事務処理フロー 4 [各種届出・申請] >

中止届 (別紙様式第8号)  
休止届 (別紙様式第9号)  
返還申請書 (別紙様式第20号)  
返還免除申請 (別紙様式第23号)



<事務処理フロー 5 [状況報告]>

研修状況報告（別紙様式第6号）  
（提出時期：交付対象期間経過後1カ月以内）  
就農状況報告（別紙様式第13号-1, 2, 3）  
（提出時期：研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末）  
就農報告（別紙様式第15号）  
（提出期限：就農後1ヶ月以内）





## 様式集

別紙様式第1号	研修計画	18
別紙様式第2号	個人情報の取扱いについて	33
別紙様式第3号	研修計画審査結果通知書	34
別紙様式第4号	新規就農者育成総合対策「就農準備資金」交付申請書	35
別紙様式第5号	新規就農者育成総合対策「就農準備資金」交付決定通知書	36
別紙様式第6号	研修状況報告書	37
別紙様式第7号	研修状況確認チェックリスト	40
別紙様式第8号	中止届	49
別紙様式第9号	休止届	50
別紙様式第10号	研修再開届	51
別紙様式第11号	継続研修計画	52
別紙様式第12号	継続研修届	54
別紙様式第13号-1	就農状況報告（独立・自営就農）	55
別紙様式第13号-2	就農状況報告（雇用就農）	61
別紙様式第13号-3	就農状況報告（親元就農）	63
別紙様式第14号	就農遅延届	65
別紙様式第15号	就農報告	66
別紙様式第16号	就農中断届	67
別紙様式第17号	就農再開届	68
別紙様式第18号-1	就農状況確認チェックリスト（独立・自営就農者向け）	69
別紙様式第18号-2	就農状況確認チェックリスト（雇用就農者向け）	75
別紙様式第18号-3	就農状況確認チェックリスト（親元就農者向け）	79
別紙様式第19号	住所等変更届	84
別紙様式第20号	返還申請書	85
別紙様式第21号	返還決定通知書	86
別紙様式第22号	返還請求書	87
別紙様式第23号	返還免除申請書	88
別紙様式第24号	返還免除承認通知書	89
別紙様式第25号	離農届	90